

お知らせ

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

問 佐賀年金事務所 ☎ 31-4191 / 市民生活課 保険年金係 ☎ 75-2159



国民年金保険料は、納付した全額が所得税・住民税などの社会保険料控除として、その年の課税所得から控除されます。

控除の対象となるのは、その年の1月1日から12月31日までに支払った保険料です（過去の保険料を支払った分も含まれます）。また、家族の国民年金保険料を支払った場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、国民年金保険料の社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行う際に、領収書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要になります。今年中の支払い分は、日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収書を添付してください。



■証明書はいつ送付されるの？

○令和4年1月1日から令和4年9月30日までの間に支払った人

← 令和4年10月下旬から11月上旬

○令和4年10月1日から12月31日までの間に支払った人

← 令和5年2月上旬



■新水道料金

基本料金（1か月につき）		超過料金（1m ³ につき）	
水量	料金	水量	料金
5m ³ まで	1,338円	11m ³ ～20m ³	248円
10m ³ まで	1,820円	21m ³ ～30m ³	287円
		31m ³ ～2,000m ³	306円
		2,001m ³ ～3,000m ³	191円
		3,001m ³ 以上	48円

水道事業統合時の取り決めに踏まえ、期待されるスケールメリットを管内の住民に還元するため、令和5年4月使用分（6月請求分）から水道料金を値下げします。

また、一般用と業務用に分かれていた用途区分を一本化します。

水道料金を値下げします

問 佐賀西部広域水道企業団 料金課 ☎ 68-2225



広告

家を売るなら **全国 181店舗の イイステーション** が **片付け不要!!**
 あなたにあった売却方法を **一緒に考えます** **査定無料** **空き家そのまま買取ります!**

同じ不動産を売りたい人でもお客様によって状況が違います。お客様一人ひとりの売却事情に真摯に向き合い、お客様に最適な売却方法を提案いたします。

イイステーション佐賀店 株式会社ソロン ☎ **0120-23-8283**
 国土交通大臣 (1) 第010169号 〒840-0804 佐賀県佐賀市神野東2丁目2番1号

どんな古い家でもご相談ください。ご来店、お電話お待ちしております。